

# 真正性を担保した持続可能な民俗芸能の伝承のあり方 について

～岩手県内における事例から～

一戸町 古舘 航太



## 1. はじめに

### 1.1. 背景

平成 26 年 5 月、日本創生会議が平成 22 年から 30 年間で、20 から 39 歳の若年女性人口が 5 割以下に減少する市区町村を「消滅可能性都市」と公表し、全国の自治体の 49.8%にあたる 896 ヶ所がこれに該当した。本レポートの対象地である岩手県でも全 33 市町村のうち 27 市町村が消滅可能性都市とされた。同年 12 月には、まち・ひと・しごと創生本部が内閣に設置され、人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正するなどの取組を実施している。また、平成 27 年に行われた国勢調査では日本の人口が初めて前回調査より減少し、人口減少が確実に進んでいることが示された。各自治体では人口減少問題に対応するため、様々な施策を講じてきたが未だ課題は山積している。

このような地域では、人口の多い都市部に比べ近所の人々が助け合う相互扶助である結いなどが盛んに行われ、現在でも田植えや集落の祭事、冠婚葬祭では特に協力し合い生活している。これは、人口減少が顕著である地域において、受け継がれてきた伝統を後世に伝えていかなければいけないという強い使命感が働きかけているものだと考える。

このことは長年地域に伝承されてきた民俗芸能も同様である。民俗芸能は他の文化財とは異なり、人が伝承して表現していくものである。人口減少が確実に進んでいる今、担い手不足の問題が顕著である。また、口伝により伝承されているものは、伝承を正しく行わない限り踊りの簡素化や本来の踊りの意味が確実に伝わらないなど時代を追うごとに変容しやすいことがある。そのため、様々な手法で民俗芸能を伝承しようと取り組む際、その様々な手法を取り入れるが故に、後述する先行研究でも示されているとおり、これまで脈々と伝承されてきた民俗芸能の真正性が失われ、民俗芸能の本来の意味を喪失させてしまうという危険性も存在している。

### 1.2. 目的と方法

本レポートでは、真正性を担保した持続可能な民俗芸能の伝承のあり方について岩手県内の事例から考察する。真正性については、幅広い議論があることは理解している。本レポートでは、踊り本来の意味や所作のみならず、これまで伝承されてきた地域や歴史、先人の思いなど各団体が特に重要だと考える点を正しく伝承していることとする。

現代社会において民俗芸能を保存するという事は、単に保存されるわけではなく、それ

らをお客さんに見せ、観光資源とされながら保存されるものであると考えられる。この民俗芸能の観光資源化に着目した太田（1993）、橋本（1999）らの研究では、民俗芸能は観光対象になることで、観光客の趣向に合わせたものに変容され、それらはホスト側の主体的な対応によってなされているとの議論がされており、民俗芸能の観光資源化に肯定的な立場となっている。

しかし、民俗芸能を観光資源とすることで地元の人びとが民俗芸能を実践する生活を逸脱し、地元の人びとが踊る意味を失うとする足立（2000）、植田（2016）らの研究もある。踊り本来の意味が観光資源化により薄れていくことによって、中身の変化した民俗芸能だけが伝承されるという危険もある。

これらに加えて、文化財保護法の視点から民俗芸能の伝承の課題について示した福田（2003）の研究もある。外部公演などで舞台用にアレンジした形式が、その後も地元で定着する事例があるなど外部公演は、芸能の本質を損ない変質を招く恐れを常に伴ってきたとしている。民俗芸能を活用するとなると自ずと変化を伴う可能性が高くなり、保存との間に矛盾が生じるという問題点が指摘できるとしている。

また、星野（2012）は、長野県や岐阜県などに伝承されている国重要無形民俗文化財、県指定無形民俗文化財の団体へ行った平成 20 年の調査結果（150 通出し、88 件の回答）を示し、47.73%の民俗芸能が戸数 100 戸までの規模の小さい集落に伝承されているとした。平成 6 年に国土交通省が発表した過疎指定集落は 6 万 2273 集落あり、星野は伝承地の多くはその過疎地域のようなところではないかと推測している。このことから、民俗芸能の伝承を考える際には、地域の存続問題についても議論する必要があることが分かる。

本レポートでは、足立（2000）、植田（2016）、福田（2003）らの立場から、岩手県内の民俗芸能団体へアンケート調査や聞き取り調査を行うことで事例研究を進めるとともに、文化財保護法の視点からも考察したい。特に、平成 30 年の改正文化財保護法では地域における文化財の計画的な保存・活用の推進を図ることとされている。このように、文化財の保存・活用について注目されていることに加え、人口減少や過疎化により、これまでと同じ方法では通用しない時代だからこそ、真正性を担保した持続可能な民俗芸能の伝承のあり方について岩手県内の事例から考察していく。

### 1.3. 構成

5 章構成とし、第 1 章で背景と、目的・方法について先行研究などを交えて述べ、第 2 章で研究対象地の概要や文化財保護法について、岩手県内の民俗芸能に関する現状と課題について考察する。第 3 章では、真正性を巡る岩手県内の事例について考察し、第 4 章でまとめ、第 5 章で提言を述べる。

## 2. 概要

### 2.1. 岩手県について

本州の北東部に位置し、東西約 122 キロメートル、南北約 189 キロメートルと南北に長

い楕円の形をしている。広さは北海道に次ぐ面積で、日本の面積の 4%を占めている。人口は約 120 万人で、昭和 36 年を境に減少傾向で推移している。豊かな自然を生かしてポップやりんどう、うるしの栽培が盛んに行われているほか、水産業ではワカメやあわび、カキやホヤの養殖が盛んに行われている。

## 2.2. 一戸町について

岩手県の北部に位置している人口 11,606 人、5,574 世帯（令和 3 年 12 月 1 日現在）の町である。昭和 32 年 11 月 1 日に旧一戸町、旧浪打村、旧鳥海村、旧小鳥谷村、旧姉帯村が合併し、現在の一戸町が誕生した。北上山地と奥羽山脈に囲まれており、標高 1,018m の西岳を頂点に、丘陵地がほとんどを占めている。縄文時代中期の遺跡である御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群が令和 3 年 7 月に世界遺産に登録された。また、スズ竹を原材料として製作される鳥越の竹細工が有名であるなど、歴史と文化が受け継がれている町である。



図 1 岩手県と一戸町の位置  
(出典:Mapion 筆者加筆)

## 2.3. 文化財保護法について

昭和 25 年に文化財保護法が制定されたことを受け、全国的に文化財の保存・活用に向けた取組が始まり、国の指定制度の改正や文化財保護委員会の設置などが行われた。昭和 50 年の改正では、民俗文化財の保護制度の充実を図るため、民俗文化財の類型が設けられ、民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能などで、生活の推移の理解のため欠くことのできないものとされた。

平成 30 年には再び改正され、都道府県は総合的な施策の大綱を、市町村は文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成できることとなった。また、文化財保護指導委員を都道府県だけでなく市町村にも置くことができるという内容も盛り込まれるなど、過疎化・少子高齢化を背景とした文化財の滅失や散逸等の防止のため、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進や地方保護行政の推進力強化を図ることを目指している。

## 2.4. 岩手県内の民俗芸能に関する現状

岩手県内の文化芸術の向上に寄与することを目的に、岩手県内所在の 44 の民俗芸能団体や 16 の各地域連合組織で構成する岩手県民俗芸能団体協議会が平成 20 年に組織され、後継者育成など民俗芸能の伝承促進に関する取組を行っている。岩手県民俗芸能団体協議会は共催として岩手県民俗芸能フェスティバルを毎年実施している他、16 の各地域連合組織は各地域で郷土芸能祭などを開催し、文化芸術の発展に取り組んでいる。

また、本県には盛岡藩、仙台藩の両藩で踊られてきた民俗芸能が混在していることなども影響し、全国と比較しても民俗芸能が豊富に伝承され、民俗芸能の宝庫とも言われるほどである。さらに岩手県内では、東日本大震災津波で大きな被害を受けた沿岸部の民俗芸能が復活を遂げるなど、これまで以上に民俗芸能を伝承していくことの重要性が明白になった。

花巻市の「早池峰神楽」、大船渡市の「来訪神:仮面・仮装の神々(吉浜のスネカ)」は、ユネスコ無形文化遺産に指定され、国際的に評価されている。また、平泉町の「毛越寺の延年の舞」、宮古市の「黒森神楽」、普代村の「鶺鴒神楽」をはじめとする 9 件は国重要無形民俗文化財に指定されるなど、民俗芸能も高く評価されている。県指定無形民俗文化財には「菅窪鹿踊り」、「夏井大梵天神楽」など 40 件が指定され、そのうちの数件は記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財にも選択されている。

一戸町には昭和 47 年に町郷土芸能保存協議会が発足され、県指定無形民俗文化財の「根反鹿踊り」、「高屋敷神楽」、「中山神楽」、町指定無形民俗文化財の「小友神楽」、「田中新山社神楽」、「小鳥谷七ツ物踊り」、「女鹿神楽」がある他、「来田七ツ物踊り」があり、8 団体が現在活動中である。檜山神楽、岩清水神楽は活動を休止している状況だ。

## 2.5. 岩手県内の民俗芸能に関する課題

1.1. で本県の消滅可能性都市について述べたほか、1.2. で民俗芸能と過疎地域について述べた。本県では一部過疎やみなし過疎などを含めた過疎関係市町村が全 33 市町村のうち 25 市町村となっていることなどから、民俗芸能の存続を考えた際に人口の減少やそれに伴う地域の衰退といった過疎化について無視することはできない。

また、教育を通しての伝承についても、後輩世代の人数が少なくなることで踊り手確保が簡単ではない状況にもなっている。加えて、教育現場で踊りを習得して一定期間は伝承活動をしたとしても、都市部などへの人口流出により、踊り手が地域を離れると同時に踊りからも離れてしまう現状がある。

これらの状況に対処するべく、様々取り組む際に、前述したように中身の変化した民俗芸能だけが伝承されてしまうという課題もある。本レポートでは、民俗芸能の真正性という点について考察していくが、過疎化による地域の存続問題、持続可能な後継者の確保という視点にも着目し、真正性を担保した民俗芸能の伝承のあり方にはどのようなものがあるのか次章の岩手県内の事例から考えていきたい。

## 3. 真正性を巡る岩手県内の事例

岩手県内の民俗芸能団体、8 団体にアンケート調査と聞き取り調査を行い、3.1 から 3.6 の視点で特に真正性を担保するための工夫について回答を得た。本章ではそれらについて述べるとともに、小括として重要点をまとめることとする。

表 1 各民俗芸能団体について

伝承地	名称	踊りの種類	指定状況
大槌町	白澤鹿子踊り	幕踊り系鹿踊り	町指定
紫波町	犬吠森念仏剣舞	念仏剣舞	県指定
花巻市	春日流鍋倉鹿踊り	太鼓踊り系鹿踊り	市指定
花巻市	胡四王神楽	神楽	県指定
遠野市	長野獅子踊り	幕踊り系鹿踊り	県指定

紫波町	南日詰大神楽	大神楽	町指定
田野畑村	甲地鹿踊り	幕踊り系鹿踊り他	村指定
一戸町	根反鹿踊り	幕踊り系鹿踊り	県指定

(筆者作成)

### 3.1. 踊りが持つ本来の役割の伝承

大槌町指定無形民俗文化財の「臼澤鹿子踊り」は、元禄年間に房州出身の船乗りが、地元の踊りを伝えたのが始まりとされ、その後大槌の東梅又助が鹿島神宮を参拝した際に房州踊りを習い、持ち帰ったことで今の踊りになったとされている幕踊り系の鹿踊りである。



写真 1 臼澤鹿子踊り  
(三浦貴志氏提供)

小槌神社の例大祭では、一番先に踊りを奉納して境内を清める先払い役を担っている。臼澤鹿子踊りが踊らなければ神輿渡御を始めることができないと言われるほど重要な踊りであり、この役に恥じないようにとの思いを踊り手は持っている。

先払い役としての技術の向上や後継者を育成する目的で地域外からの受入れ体制を整えている。これは、踊り手の確保が厳しくなり先払い役として重要なこの踊りが絶えないようにとの思いからであり、例大祭の際には地区内外から 100 人を超えるメンバーが参加することもある。先払い役というこれまで継続して担ってきた重要な役割を現代でも伝承しているというある種の緊張感を持って、踊り手を確保しているという非常に良い循環ができている。踊り手は地域外の方も多いが、これまで伝承されてきた地域である小槌神社という場所での奉納を継続しており、踊り本来の役割、伝承されてきた地域を大切にするという点が守られている。

### 3.2. 財政的支援制度の活用による伝承

岩手県指定無形民俗文化財の「犬吠森念仏剣舞」は、大念仏系の念仏剣舞（初仏供養の念仏踊り）である。戦時中に一時中断したものの、笛・太鼓・ささらの囃子による旧来の念仏供養だけは継続しており、戦前からの念仏供養の形を残している点にも特徴がある。地区内には供養塔があり毎年 8 月 16 日の朝 6 時から先祖供養をし、庭元の仏前での供養後に墓地や供養依頼者宅を巡り供養を行っている。演目は、浄土の象徴である大笠を中心に「念仏踊り」と「大笠（笠振り）」が演じられている。

戦前からの踊りの形を確実に伝承するため、令和 2 年度に、全国税理士共栄会文化財団の伝統芸能分野、令和 3 年度には地域の民俗芸能を正しく後世に残し、後継者育成に必要な技能修得のための支援である、明治安田クオリティオブライフ文化財団の地域の伝統文化に採択され、真正性を担保した踊りを後世に残すため、財政的支援を積極的に受けている。

### 3.3. 流派の協議会での後継者育成による伝承

花巻市指定無形民俗文化財の「春日流鍋倉鹿踊り」は、6つの演目について踊っているが、春日流で踊られる演目は、一番庭、二番庭、御倉、屋形、馬屋、鉄砲、案山子、露喰み、綱の9つである。

春日流の踊りは全部で6団体あり、その団体同士で花巻春日流鹿踊り協議会を結成し、踊りの教え合いなどを行っている。鍋倉鹿踊りでは3つの演目については踊ったことがないため、春日流の演目を正しく後世に伝えるために鍋倉鹿踊りとしても残りの演目を協議会の教え合いの場などを積極的に活用して学んでいる。

### 3.4. 地区内での組織づくりによる伝承

岩手県指定無形民俗文化財の「胡四王神楽」は、早池峰神楽の岳神楽系と大償神楽系、円万寺系のうち、早池峰神楽の岳神楽系に属し、儀礼的な要素を大切にしている踊りである。大同2年(807年)、坂上田村麻呂が東夷東征の際に先勝祈願するために勧請した胡四王神社に奉納する神楽である。病魔退散、厄災消除を祈願したのが本来の意味であるといわれている。

この踊りは、地区の承認を得て保存会を設立し、地区内のほぼ全戸から会費を徴収し、地区内の各集落から役員を選出することで保存会組織の安定的な運営を目指し、踊り手以外の地区民も踊りを守り伝承していくという体制を整えている。権現様の最古のもので慶長3年(1598年)の銘が入っている「ご隠居さん」と呼ばれる現物が地区内の神社に保管されるなど、地区民全員でこの踊りと歴史を守っている。例大祭の際にはこの権現様を唯一使用し、忠実に伝承されてきた踊りの所作と合わせて奉納している。

### 3.5. 先輩世代からの所作指導による伝承

岩手県指定無形民俗文化財の「長野獅子踊り保存会」は、子孫繁栄を願って慶長2年(1597年)に伝えられた。頭に長いカンナガラを付けて踊るためカンナガラジシとも呼ばれる。昭和10年に遠野郷八幡宮から本認許証状を得たことで同八幡宮の役獅子となった。

SNSで公演情報や踊りの画像などの発信を積極的に行っていることで、多くの方々の目に触れることが多くなった。このことから、“今の所作が今後残る時代になった”と認識している。これはSNSやYouTubeで画像や映像が発信されることで、長い間踊りの所作などの画像や映像が残るということの意味している。こういった時代の流れを受け、惰性で踊るのではなく、後世にしっかりと踊りを伝承させていきたいという思いから、先輩世代から踊りの所作指導を受けている。さらに、唄についても踊り手に覚えさせることで踊りの



写真 2 長野獅子踊り  
(一倉誠氏提供)

意味を考えながらより思いを込めた所作で踊ることができている。所作や唄については、時代とともに変化していくことは必然的なことではあるが、一度立ち止まり、確認することを怠らないことで本来の意味を保った踊りを伝承させることができると考え、取り組んでいる。

### 3.6. 教育を通しての伝承

紫波町指定無形民俗文化財の「南日詰大神楽」は、南部公が稗貫の八重畑関口の北家に向かう途中、新堀六角で伝えられた六角流大神楽を、南日詰京田の人々が教えを受けたものである。一時途絶えたが、明治中期に復活して紫波町では最古の大神楽として伝承されている。

今から 35 年ほど前から地元子供会を対象に舞の伝承を継続してきた。平成 26 年、27 年には文化庁の伝統文化親子教室事業を活用して舞の伝承や笛の教室を開催した。この伝統文化親子教室事業は、次代を担う子供たちに対して伝統文化を体験する機会の提供をしている。これを機に定期的な練習を行い、子供たちへの正しい踊りの定着を図っている。踊りに関しては簡略化せず、正しい踊りを伝承するように取り組んでいる。

田野畑村指定無形民俗文化財の「甲地鹿踊り」は、鹿踊りのほかに念仏踊りや剣舞を保存し、剣舞は地区内の小学生全員に指導している。希望する小学生に対しては鹿踊りも指導し、後継者確保に取り組んでいる。

岩手県指定無形民俗文化財の「根反鹿踊り」は、八幡太郎義家が、野鹿の角に松明を付けて戦いに勝利し、武者や鹿の功績をたたえる意味で風呂敷を垂らして雄鹿の雌鹿を思う様を踊ったことがこの踊りの起源とされている。約 400 年以上前に加賀の国の山伏一行が根反に来たときに根反地区に伝えられた。

一戸町立一戸南小学校では、伝承クラブが平成 6 年に設立され、多くの伝承クラブ卒業生を輩出し、踊りの後継者である保存会メンバーの確保に寄与してきた。総合学習の時間には、保存会の指導者から踊りの指導を受けるほか、歴史や意味について講義を受け、児童自らが根反鹿踊りについて調べ、まとめることで、理解を深める取組をしている。また、踊りの中で歌われる 40 節ほどの唄や所作は、聴いただけでは意味が分からず、覚えることも容易ではない。伝承クラブ生に分かりやすく教えるために、唄を文字に起こし、踊りの所作に番号を振るなどの工夫をし、誤った意味の唄や所作が伝承されないようにした。

さらに、根反地区の踊り手が数人となった今でも、保存会の踊りの練習は必ず根反地区の公民館で行うほか、一戸南小学校の伝承クラブ生も根反の地で一緒に練習を行っていることから、伝承されてきた地域の環境、歴史を守ると共に、その地域の人々との関係性を大切にしている。



写真 3 根反鹿踊り  
(大山清孝氏撮影 筆者一部修正)

### 3.7. 小括

岩手県内 8 団体の真正性を担保した持続可能な民俗芸能の伝承のあり方について、6 つの視点での取組について考察してきた。踊りが持つ本来の役割である先払いというものを確実に伝承し、その役に恥じないよう常に緊張感を持つことで真正性を担保する団体、財政的支援を受け、正しい技能修得、歴史の伝承をすることで真正性を担保する団体、同じ流派内で踊られていない演目を教え合うことで真正性を担保する団体、各集落から役員を出し、地域全体で伝承することで真正性を担保する団体、先輩世代から踊りの所作指導を受ける機会を設けることで真正性を担保する団体、文化庁の事業の活用、小学校でのクラブ活動などの教育を通じた取組により真正性を担保する団体など各団体は様々な取組により、伝承活動をしていた。

## 4. まとめ

本レポートの冒頭で、岩手県では多くの市町村が消滅可能性都市であると述べた。その中には筆者の地元である一戸町も含まれている。そのような地域だからこそ、その地域を守るため行政や民間は様々な事業の見直し、地域内経済循環の仕組みづくり、豊かな教育環境の整備など工夫を凝らしている。それら取組をする際になぜこの文化が存在しているのかなど、その地域を見つめ直し、原点に立ち返ることで少しでも多くの財産を伝承することができ、それは消滅する可能性のある地域だからこそできるものではないだろうか。

本レポートで取り上げた民俗芸能についても、伝承活動が容易でない状況にあるからこそ、真正性を担保し確実に伝承させようと踊りの持つ役割の伝承、財政的支援制度の活用、流派内での協力など様々な手法で必死に取り組み、可能性を探っている姿があった。その可能性をさらに広げ、確実なものにするためにも特に行政、教育、踊り手自身の 3 つの視点でそれぞれが得意な分野を補いながら持続可能な取組をしていく必要があると考える。

## 5. 提言

平成 30 年の改正文化財保護法の趣旨を踏まえ、本レポートの対象地である岩手県では、岩手県文化財保存活用大綱を令和 3 年に策定した。保存・継承、調査・研究、活用・地域づくりの 3 つの基本方針の基で、文化財の記録作成の推進や学術的な調査や研究の推進、多様な文化財の担い手による保護の取組を推進して持続可能性を確保する、文化財を地域資源として活用するなど具体的な方策を実行していくこととしている。また、地域に伝えられた文化財はその地域を特徴づけるシンボルの 1 つとして、地域の人々が主役となり、文化財を守り伝える活動を行うことで、誇りや一体感が生まれ、地域の活性化につながるとしており、地域と一体となって文化財保護の取組を進めていくこととしている。そのため、岩手県ではこれまで以上に文化財の活用に着目した取組が、活発に展開されていくことが考えられる。

本章では、真正性を担保した持続可能な民俗芸能の伝承を推進していくために、それぞれの立場で何ができるのか提言することとする。

### 5.1. 文化財の保存・活用に関する総合的な計画の作成（行政に対する提言）

改正文化財保護法に基づき、民俗芸能を含む文化財の保存・活用に関する総合的な計画を市町村が作成することである。各団体が抱える課題や必要な支援が明らかになり、それらの解決に向けた取組が推進しやすくなると考える。例えば、長野獅子踊り保存会では、SNSなどの発達により“今の所作が今後残る時代になった”と認識している。この例を解決するためには、踊りを映像として保存するということを計画に盛り込むことで、他団体も積極的に映像として残す事に取り組み、その重要性に気づくのではないだろうか。

中川（2019）、笹垣（2019）は、画角内の各ポイントにおける距離を取得することで、装束の動きなども映像で確認できる 3D データ取得システムを開発した。これによれば、演技空間そのものを記録していることで目的に合わせた形態への加工が可能になり、体験アプリの作成もできるということだ。民俗芸能は人が伝承していくものであり、時代とともに変化していくことは必然的ではあるが、ある時期の真正性を担保した踊りがこの例のように映像として保存されていれば、後世の踊り手のためにもなる。こうしたことを計画内に盛り込み、行政として取組を推進していく必要がある。

### 5.2. 教育を通しての伝承活動（教育に対する提言）

南日詰大神楽や根反鹿踊りは、子供たちの教育に力を入れている。根反鹿踊り保存会では、伝承クラブ生に保存会の指導者が踊りを指導するほか、総合学習で踊りの歴史や意味を学んでいる。このように、地域学のような学ぶ場を作ることで、正しい踊りとともに地域の歴史についても伝承されていくと考える。一戸町には各団体が所属している町郷土芸能保存協議会有り、毎年郷土芸能祭を開催している。この協議会が主催で、踊りを含め地域の歴史や魅力などを踊り手が子ども達や地域の人々へ伝える出前講座を開催すれば、一団体単独では困難だった活動が実現できることに加え、町内全体で民俗芸能に関心を持つ人づくりをすることができるのではないだろうか。また、これらの取組の中で、教えやすさについても注目されることで、これまで考えられてこなかった踊りの所作や唄の文字起こしなど、本来の踊りの意味というものを再認識する絶好の機会になる。このような環境づくりを行政などで行うことで、真正性を担保した踊りを伝承することに加え、人づくり、後継者確保、さらには地域の歴史について伝承する機会にもなるのではないだろうか。

### 5.3. 持続可能な伝承に向けた取組（踊り手に対する提言）

5.2. で、教育を通して、子ども達への学習機会の提供による人づくりを行うことを提言した。しかし、進学や就職などで町を離れていく現状がある。彼らが戻りやすい環境と彼らがない間に伝承し続けられる環境の 2 つをつくる必要がある。前者については、各団体や協議会からのこまめな情報発信をすることに加え、練習などで集い、歴史なども学ぶ機能を備えた伝承館などの拠点整備が考えられる。後者については、地区内での組織づくりが考えられる。胡四王神楽では地区内の各集落から役員を選出し、踊り手以外の地区民も踊りを守る体制が整っていた。組織の NPO 法人化なども見据え、地区全体、町全体で支える姿勢が求められる。また、集落支援員や地域おこし協力隊などの制度を活用し、踊り以外の集落に対す

る支援や情報発信、事業の企画などは得意な人々に任せるといふ、地域外の人が地域と文化を支援する体制づくりが求められる。筆者は本レポートで取り上げた根反鹿踊りの地域に残った踊り手の一人である。仲間が戻りやすい環境づくりと伝承し続けるための取組を主体的に行い、真正性を担保した持続可能な民俗芸能の伝承を今後も実践していきたい。

#### 参考文献、聞き取り協力者

- ・足立重和, 2000, 「伝統文化の説明―郡上踊りの保存をめぐる―」片桐新自編『シリーズ環境社会学 3 歴史的環境の社会学』新曜社: 132-154
- ・一戸町教育委員会, 1992, 一戸町文化財調査報告書第 30 集 一戸町の郷土芸能
- ・一戸町ホームページ 人口・世帯数  
<https://www.town.ichinohe.iwate.jp/index.html> 令和 4 年 1 月 7 日閲覧
- ・岩手県ホームページ 岩手県文化財保存活用大綱について  
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/bunka/bunkazai/1038245.html>  
令和 4 年 1 月 8 日閲覧
- ・植田今日子, 2016, 『存続の岐路に立つむら ダム・災害・限界集落の先に』昭和堂.
- ・太田好信, 1993, 「文化の客体化: 観光をとおした文化とアイデンティティの創造」『文化人類学』57(4), 383-410
- ・國學院大學研究開発推進機構学術資料センター, 2020, 「文化財の活用とは何か」六一書房.
- ・中川源洋, 笹垣信明, 2019, 「民俗芸能 3D データアーカイブの活用による継承支援」デジタルアーカイブ学会誌 2019, Vol. 3, No.2
- ・橋本和也, 1999, 『観光人類学の戦略―文化の売り方・売られ方』世界思想社.
- ・福田裕美, 2003, 「文化財政策における民俗芸能の継承にかかわる課題についての研究」- 「大江の幸若舞」「水海の田楽能舞」「能郷の能・狂言」を事例として -
- ・古舘航太, 2019, 「郷土芸能の伝承と地元住民の踊り離れ」-岩手県二戸郡一戸町の根反鹿踊りを事例として-
- ・文化庁, 2019, 「未来に伝えよう文化財～文化財行政のあらまし～」
- ・星野紘, 2012, 『過疎地の伝統芸能の再生を願って』国書刊行会.
- ・Mapion <https://www.mapion.co.jp/map/admi03.html> 令和 4 年 1 月 8 日閲覧
- ・岩手県民俗芸能団体協議会 事務局
- ・大槌町指定無形民俗文化財 白澤鹿子踊り保存会 三浦貴志氏
- ・岩手県指定無形民俗文化財 犬吠森念仏剣舞保存会 阿部めぐみ氏
- ・花巻市指定無形民俗文化財 春日流鍋倉鹿踊り保存会 高橋利光氏
- ・岩手県指定無形民俗文化財 胡四王神楽保存会 中島忠成氏
- ・岩手県指定無形民俗文化財 長野獅子踊り保存会 一倉誠氏
- ・紫波町指定無形民俗文化財 南日詰大神楽保存会 高橋哲也氏
- ・田野畑村指定無形民俗文化財 甲地鹿踊り保存会 吉塚雄志氏